

令和元年度第1回伊予市行政評価委員会 会議録

日 時：令和元年7月10日（水）18時30分～20時00分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員、倉澤生雄委員、小倉揮代委員、篠崎加代委員、西田和眞委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

傍聴者：なし

1 開会

2 議事

3 市長挨拶

4 委員紹介

伊予市行政評価委員会規則第3条第1項第1号委員〔学識経験者〕

松山大学法学部教授 妹尾 克敏

松山大学法学部教授 倉澤 生雄

同規則第3条第1項第2号委員〔公募による市民〕

小倉 揮代

篠崎 加代

同規則第3条第1項第3号委員〔市長が認めた者〕

税理士 西田 和眞

公認会計士・税理士 木本 敦

5 議事

（1）委員長・副委員長選出

（事務局）

本委員会は、伊予市行政評価に関する条例（以下「条例」という。）及び伊予市行政評価委員会規則（以下「規則」という。）に基づき運営する。

行政評価は、条例第1条にあるとおり、市が行う施策及び事務事業に関し、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開し、情報を共有することにより市民参画型の行政を推進することを目的としている。第6条において、行政評価委員会を置き、市長の諮問に応じ、市が行う行政評価に関し、調査審議いただくこととしている。規則第3条にあるとおり、委員会委員は6人以内とし、市長が委嘱するとある。この規則に則り、先程委嘱したところである。

ここで、規則第4条に基づき、委員長及び副委員長を互選により選出をお願いしたい。

[次のとおり決定]

委員長 妹尾 克敏
副委員長 西田 和眞

(2) 説明事項

(委員長)

次第に沿って進める。いくつかあるが、いずれも事務局からの説明事項である。一括して説明願いたい。

(事務局)

①行政評価委員会について

委員会の任務は規則第2条のとおり、行政評価の計画的かつ着実な推進を図り、もって成果を重視する行政の推進とともに、市の行政活動を市民に説明する責務を全うすることを目的としている。委員構成は規則第3条にある1号から3号までの者から6人以内とし、委員の任期は2年である。会議は委員の半数以上の出席が必要であり（規則第5条）、必要があると認めるときは、議事に係る関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を求めることができる（規則第7条）。この条項に基づき、ここ数年事務事業の担当者に出席を求め、説明並びに質疑応答を行っている。

②行政評価制度について

市の基本的な方向性を政策とすると、それを構成する大きな目標を施策といい、さらに、施策を構成するのは、一つひとつの事務事業である。行政評価とは、事務事業を評価する事務事業評価、施策を評価する施策評価があり、業務改善や成果・効率性を重視していく内部管理、将来ビジョンの明確化や住民に対する説明手法などの外部説明に有効なツールとして様々な活用ができるものである。

市では、予算を伴う全事務事業を対象とし、行政評価を行っており、評価手順としては、自己判定（担当者）、一次判定（所属長）、二次判定（部長等）と進み、最終判断（経営者会議）がされる。一次判定が完了したシートを公開し、今年度は8月1日から31日まで意見公募手続きを行う予定としている。

二次判定で、事務事業のあり方について、一定の方向性を判断することとなり、廃止や縮小、重要な事業については、外部の意見を求めるということで、行政評価委員会にて意見を伺うこととなっている。また、低評価であった事業に関しても同様に意見を伺うこととなっている。

行政評価委員会で頂いた意見は、答申という形で市長へ示され、その内容を踏まえて、経営者会議にて事務事業の最終方向性を決める。その結果を職員へ通知し、議会への報告、市民への公表という作業を行う。

③行政評価フローについて

昨年の行政評価委員会は、平成30年7月から10月にかけて審議をいただいた。この結果に基づいた経営者会議にて最終判断が行われ、12月定例議会において報告している。その内容が「平成29年度事務事業における行政評価結果報告書」である。また、委員会でいただいた意見については、別冊の「平成30年度外部評価結果」にまとめている。

職員においては、4月に担当責任者を確定し、その後事務事業シートの基本情報の入力を進めている。その後上半期が終わる10月頃に中間評価を行っている。現時点では、二次判定までが完了し、意見公募の準備を行っている段階である。今後、第2回行政評価委員会から審議を行い、全ての審議が終了する11月頃に経営者会議を行う。事務事業の最終的な方向性が決まれば、12月にある議会に報告すると同時に、市民への評価結果の公表となる。

④行政評価の手法について

資料「平成30年度外部評価結果」から、昨年度の評価結果の一例を挙げて説明する。1ページには「ふるさと納税事業」がある。右上の担当部局として総務課とある。委員会時に担当である総務課の職員が直接説明を行うこととなっている。担当職員は、総合計画での位置づけや事業対象、内容などの概要説明を行い、主な事業活動の指標に関する説明など、活動を具体的に説明し、判定における、妥当性、有効性、効率性、事業推進における課題認識等を説明することとなっている。

委員各位は、評価シートの記述や担当者の説明を聞き、不明・疑問点について、直接質問し、それぞれの視点で意見や提言等の発言をしていただく。個々の様々な意見こそが外部評価である。これらの意見を踏まえ、経営者会議にて事務事業の方向性を決定するという手法とする。

⑤行政評価実施状況について

現在の実施状況について説明する。平成30年度事務事業の評価数は、585事業となり、そのうち評価対象事務事業は344事業、定型的な事業等で評価の対象とならない事務事業が241事業である。現在、評価対象事業すべて二次判定まで完了している。また、外部評価の対象事務事業は、27事業である。その他、意見公募に関しては、8月1日から8月31日まで行う予定である。

(委員長)

概要を説明いただいた。いままでの説明の中で、分からなかったところ、聞き取れなかったところ、何か質問等があればこの時点で伺いたい。

(事務局)

現時点でなくても、随時相談いただきたい。

(3) 検討事項

①事業廃止と判断された事業について

(事務局)

委員会資料2の「事業廃止と判断された事業」をご覧いただきたい。既に事業廃止が決定された事業については、意見を参考に改善や事業推進を図ることができないため、評価シートの報告をもって審議に代えさせていただく。

No, 1 みどり保育所運営事業（子育て支援課）

みどり保育所を運営する事業である。入所希望者の減少によって、平成30年度末をもって廃止が決定している。

No, 2 とりのき保育所運営事業（子育て支援課）

民営化に伴い、直営ではなくなることによって、事業廃止が決定している。

No, 3 高齢者共同住居運営事業（長寿介護課）

利用者の減少に伴い、現在の入所者の転居が決まり次第、廃止する方針が決定している。

No, 4 高齢者心配ごと相談事業（長寿介護課）

現在、福祉部門では横断的な相談事業を展開しており、機能が重複するため、相談事業の再編を行い、本事業の廃止が決定している。

No, 5 中山農業総合センター管理運営事業（農林水産課）

施設の廃止により、本事業の廃止が決定している。

No, 6 松くい虫防除事業（農林水産課）

松枯れが顕著で、費用対効果が得られないことから事業廃止が決定している。今後は景勝地の保全等、他事業で対応を行う。

No, 7 本庁舎建設事業（都市住宅課）

建設事業完了に伴い、事業廃止が決定している。

No, 8 道後平野土地改良区総代選挙事業（監査委員事務局）

法改正に伴い、事業廃止が決定している。

No, 9 中学校外溝工事事業（学校教育課）

外溝工事完了に伴い、事業廃止が決定している。

No, 10 スマートIC設置箇所発掘調査事業（社会教育課）

調査事業完了に伴い、事業廃止が決定している。

（委員長）

説明いただいた10の事業、すべて廃止ということである。これについて何か質問はないか。事業完了というものがほとんどである。

②今後の委員会日程及び進行（予定）について

（事務局）

委員会の日程について、これまでの実績と照らし合わせて、勝手ながら、事務局で日程案を組ませてもらった。資料3をご覧いただきたい。会議は1回につき2時間から3時間を見込んでいます。本日から10月下旬までに概ね2週間に1回のペースで開催し、外部評価に付された事務事業について評価を実施する計画である。事前

の連絡で都合が悪い日程があるとの意見も聞いている。そこを含め協議をいただくとともに、評価する事務事業のスケジュール案についても承認をいただきたい。

(委員長)

事務局の提案であるが、委員各位の都合はいかがか。

(委員)

7月24日と8月21日の予定があわない。

(委員長)

他の委員はいかがか。

(委員)

10月2日は都合で少し遅れるかもしれない。

(委員長)

他にはないか。

(事務局)

事務局からの提案であるが、7月24日の第2回委員会が評価の初回ということになるので、委員全員が揃ったほうが良いと思う。委員各位の都合もあるかと思うが、例えば、予定を1週間遅らせ7月31日に開催することや、第3回委員会の開催予定日に第2回委員会を開催することも可能ではないだろうか。

(委員長)

事務局から提案のあった7月31日に開催することは可能だろうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、第2回委員会は31日に開催することとする。そうすると第3回委員会開催予定の8月7日まで1週間しかないことになるな。14日は盆であるし。

(事務局)

追加提案であるが、8月7日は、審議する事業数も少なく準備期間は短いが対応は可能だと考えている。そこで、8月21日を延期し、全体を1回ずつずらして、予備日を使えば、予定期間内に所定の委員会開催が可能ではないだろうか。

(委員長)

分かった。8月7日の第3回委員会は開催することで各位よろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

予備日となった10月16日の開催はいかがか。

(委員)

大丈夫だ。

(委員長)

では、確認する。第2回委員会を7月31日、第3回委員会を8月7日、第4回委員会を9月4日、第5回委員会を9月18日、第6回委員会を10月2日、第7回委員会を10月16日に開催するということでよろしいか。

(委員)

了。

(委員長)

では、これで日程を決定する。このほか、年明けにも1回開催する予定か。

(事務局)

2月頃の予定だが、改めて調整させていただく。決定した日程及び進行については、資料を修正し改めて提示する。

(委員長)

よろしくお願いします。

(4) その他

(事務局)

会議及び会議録の公開について確認したい。伊予市自治基本条例に、執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則公開しなければならないと定められている。

まず会議の傍聴については、これまでも認めてきており、事務的な会を除いて傍聴の受入を承認いただきたいがどうか。もう1点、会議録は、これまでもホームページで公表している。個人が特定されるような部分は削除し、また、公開前に事前確認をいただいたうえで公表することになっている。以上2点について、審議、了承をいただきたい。

(委員長)

これまでと同様の対応でいかがか。

(委員)

了。

(委員長)

では、傍聴の受入と会議録の公開について、これまでと同様に扱うこととする。

(事務局)

次回の委員会から傍聴者の受入を行うこととし、ホームページで周知する。また、今後の資料配布については、原則として1回前の委員会時に配布する予定だが、第2回委員会資料については、郵送にて対応させていただく。翌週16日か17日に発送を予定している。

(事務局)

補足をさせていただく。昨年、市長の指示により市議会へ委員会日程を案内したが、今年も同様に市議会へ案内するよう考えている。そのため議員の傍聴が想定さ

れる。また、事業の説明については、所管の部長以下管理職の出席を求める。部長からの事業総括という部分についても対応していきたいと考えている。担当者が説明にとまどうことがないように、しっかりとした準備を行うよう所管にも求めていると考えている。

(委員長)

議員の傍聴に関して特段の問題もないと思う。担当の部課長が出席すると、説明がしまる。特に担当部長は、大所高所からの発言があり、聞いていて良く理解ができる。このやり方も徐々に洗練されてきており、今後もよろしくお願いします。

(委員)

委員会の傍聴は、ほとんどが議員なのか。一般の傍聴者はいないのか。

(事務局)

昨年度は一般の傍聴者はいなかった。

(委員)

傍聴について、広報に掲載しているのか。

(事務局)

日程の確定と広報原稿の締切り等の兼ね合いで、現状としてはホームページのみで公開していたが、検討は可能だ。

(委員)

ホームページに掲載すれば足りるかもしれないが、1回でも広報で周知してはどうだろうか。ホームページに掲載していると言っても、ホームページは見ていないと言われてしまうこともあるだろう。

(事務局)

意見公募手続の記事掲載のため、広報8月号に掲載枠を確保している。広報担当に確認し、記事変更が可能か早速協議を行いたい。

(委員長)

よろしいだろうか。では、以上で議事を終了する。協力に感謝申し上げる。